

○私有車両の公務使用に関する事務取扱要綱の制定について（通達）

平成16年8月9日

福岡県警察本部内訓第22号

本部長

改正 平成21年3月30日本部内訓第13号

平成24年2月28日本部内訓第5号

平成28年3月15日本部内訓第18号

令和3年3月31日本部内訓第21号

この度、私有車両の公務使用に関する事務取扱要綱を次のとおり制定し、8月10日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この内訓の施行前に別に定めるところによりなされた私有車両の公務使用に係る申請、登録、承認その他の行為は、それぞれこの内訓の相当規定によりなされた申請、登録、承認その他の行為とみなす。

また、この内訓の施行前に作成した別に定めるところによる様式に基づく私有車両の公務使用登録（変更）申請書、私有車両の公務使用承認申請書及び私有車両公務使用登録（変更）簿で現に使用しているものは、それぞれこの内訓の相当規定により作成した私有車両の公務使用登録（変更）申請書、私有車両の公務使用承認申請書及び私有車両公務使用登録（変更）簿とみなす。

記

1 趣旨

この内訓は、別に定めがあるもののほか、福岡県警察の職員（以下「職員」という。）が私有車両を公務に使用する場合の手続その他必要な事項について定めるものとする。

2 定義

この内訓において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりとする。

- (1) 私有車両 警察車両等以外の車両をいう。
- (2) 警察車両等 福岡県警察の管理に属する車両（福岡県警察が借り上げた車両を含む。）であって福岡県警察の公務の遂行のために運行の用に供するものをいう。
- (3) 車両 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。
- (4) 自動車 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。
- (5) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (6) 大型自動二輪車 道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車をいう。

- (7) 普通自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車をいう。
- (8) 所属 福岡県警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (9) 所属長 所属の長をいう。
- (10) 重要事件 福岡県警察緊急配備規程（昭和56年福岡県警察本部訓令第12号）第4条（第5号を除く。）に規定する事件をいう。

（平21本部内訓13・平24本部内訓5・令3本部内訓21・本項一部改正）

3 公務における警察車両等の使用の原則

職員は、公務において車両を使用する必要がある場合は、警察車両等を使用しなければならない。ただし、所属長の承認を受けた場合は、私有車両を公務に使用することができる。

4 公務に使用することができる私有車両の要件

私有車両（警察車両等以外の自動車又は原動機付自転車に限る。以下同じ。）のうち公務に使用することができるものは、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 道路交通法、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）その他の法令の規定により適法に運行の用に供することができるものであること。
- (2) 職員が所有するもの又は使用することについての正当な権利を職員が有するものであること。
- (3) 自動車損害賠償保障法第5条に規定する自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「強制保険」という。）の契約のほか、強制保険以外の自動車保険であって当該保険の保険金額が次のいずれにも該当するもの（以下「任意保険」という。）の契約が締結されているものであること。

ア 当該保険の対人損害（当該私有車両の運行により他人の生命又は身体を害した場合に生ずる損害をいう。以下同じ。）の填補に係る保険金額が、イの表の左欄に掲げる自動車及び原動機付自転車の区分に応じ、同表の中欄に定める保険金額であること。

イ 当該保険の対物損害（当該私有車両の運行により他人の財物を害した場合に生ずる損害をいう。以下同じ。）の填補に係る保険金額が、次表の左欄に掲げる自動車及び原動機付自転車の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める保険金額であること。

区分	対人損害の填補に係る保険金額	対物損害の填補に係る保険金額
----	----------------	----------------

自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）	無制限	500万円以上
大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車		300万円以上

（４） （３）の任意保険の契約は、当該私有車両を所有し、又は当該私有車両を使用することについての正当な権利を有する職員（以下「所有者等」という。）が当該私有車両を運転し、対人損害又は対物損害が生じた場合において、当該損害の賠償の責任を負うべきときに、当該損害を填補することを約するものであること。

（令３本部内訓２１・本項一部改正）

５ 公務に使用することができる場合の基準

私有車両を公務に使用することができる場合の基準は、次のとおりとする。

（１） 公務使用の必要性

公務の遂行に関し職員が自動車又は原動機付自転車を使用する必要がある場合で次のいずれかに該当するときであること。

ア 警察車両等がなく、かつ、公共交通機関の利用が困難であるとき。

イ 警察車両等の使用及び公共交通機関の利用が公務の遂行に著しい支障を来すとき。

ウ ア及びイに規定する場合のほか、公務の遂行に関し私有車両を使用することがやむを得ないと所属長が認めるとき。

（２） 公務使用の期間

公務に使用しようとする期間が、６の（２）のア又はイの規定による申請（以下「承認申請」という。）ごとに、１月を超えない範囲内で真に必要があると認められる期間であること。

（３） 運転者の資格

公務に使用しようとする私有車両（原動機付自転車及び内燃機関の総排気量が０．２５０リットル以下の普通自動二輪車を除く。ア及びイにおいて同じ。）の運転者が次のいずれにも該当する者であること。ただし、緊急その他公務遂行上の理由によりこれにより難いと所属長が認める場合は、この限りでない。

ア 福岡県警察車両管理規程（平成２８年福岡県警察本部訓令第１０号）第９条第１項の規定により車両担当者に指定されている者又は福岡県警察職員交通事故防止対策要綱の制定について（昭和４７年福警務部内訓第１号、福警総部内訓第１号、福警事部内訓第１号、福警犯部内訓第１号、福警通部内訓第１号、福警備部内訓第１号）第１５条の規定により

運転員に指定されている者であること。

イ 公務に使用しようとする私有車両の車種に応じた自動車運転技能検定の級位（福岡県警察自動車運転技能検定規程（昭和51年福岡県警察本部訓令第7号）別表第1に規定する級位をいう。以下同じ。）のいずれかを有している者であること。

（平28本部内訓18・本項一部改正）

6 私有車両の公務使用の手続

（1） 私有車両の事前登録の申請

ア 所有者等は、4の規定により公務に使用することができる私有車両であって公務に使用しようとするものについては、あらかじめ、当該私有車両ごとに、所属長に対して公務に使用する私有車両としての登録を申請し、その登録を受けておかなければならない。登録に係る事項に変更が生じた場合も、同様とする。

イ アの規定による登録の申請（以下「登録申請」という。）又は登録に係る事項の変更の申請（以下「変更申請」という。）は、私有車両の公務使用登録（変更）申請書（様式第1号）により行うものとする。この場合において、当該申請書には、当該私有車両に係る次に掲げる書類（変更申請にあつては、次に掲げる書類のうち当該変更に係るもの）の写しを添付するものとする。

（ア） 自動車検査証（自動車検査証の交付を受けている自動車に限る。）

（イ） 自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書

（ウ） 任意保険の契約の締結を証する書類

（2） 公務使用の承認の申請

ア 所有者等は、7の（1）の規定により登録を受けた私有車両を公務に使用しようとする場合は、私有車両の公務使用承認申請書（様式第2号）により、あらかじめ、所属長の承認を受けなければならない。

イ アの規定にかかわらず、所有者等は、緊急を要し、事前の承認を受けるいとまがない場合は、事後、速やかに、所属長の承認を受けなければならない。

ウ 所有者等は、公務に使用することの承認を受けた私有車両を当該承認に係る公務使用の期間を超えて引き続き公務に使用しようとする場合は、改めて所属長の承認を受けなければならない。

7 私有車両の登録等

（1） 私有車両の登録

所属長は、登録申請又は変更申請を受理した場合は、当該登録申請又は変更申請に係る私

有車両が4の規定により公務に使用することができる私有車両であるかどうかを確認の上、登録（変更申請にあっては、登録に係る事項の変更）の必要があると認めるものについては、私有車両公務使用登録（変更）簿（様式第3号）に当該登録に係る事項（変更申請にあっては、当該変更に係る事項）を登録するものとする。

（2） 登録の取消し

所属長は、変更申請を受理した場合又は（1）の規定により登録した私有車両の当該登録に係る事項に変更があることを認めた場合において、当該変更後の私有車両が4の規定により公務に使用することができる私有車両に該当しないものであると認めるときは、当該私有車両の登録を取り消すものとする。

8 公務使用の承認等

（1） 公務使用の承認

所属長は、承認申請があった場合において、当該承認申請の内容が5に規定する公務に使用することができる場合の基準のいずれにも該当すると認めるときは、次のいずれかに該当する除き、当該承認申請を承認することができる。

ア 承認申請に係る私有車両の運転者について、疾病その他の理由により安全な運転ができないと認めるとき。

イ 承認申請に係る私有車両について、点検・整備が不十分であると認めるとき。

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、当該承認申請に係る使用が適当でないと認めるとき。

（2） 同乗の承認

所属長は、私有車両を公務に使用しようとする職員と当該職員以外の職員との勤務、勤務の場所又は勤務のために赴こうとする方向が同一であること等により当該職員以外の職員が当該私有車両に同乗することが公務遂行上効率的であると認めるときは、当該同乗を承認することができる。

9 同乗者による運転等

（1） 所有者等による運転の原則

公務に使用しようとする私有車両は、所有者等が運転するものとする。ただし、交通事故の防止その他やむを得ない事情により、当該所有者等に替わって当該私有車両に同乗する職員（以下「同乗者」という。）が運転する必要がある場合は、この限りでない。

（2） 同乗者による運転の承認の申請

ア 同乗者は、当該同乗に係る私有車両を運転しようとする場合は、あらかじめ、所属長の承認を受けなければならない。

イ アの規定にかかわらず、緊急を要し、事前の承認を受けるいとまがない場合は、事後、速やかに、所属長の承認を受けなければならない。

ウ アの申請は、当該私有車両に係る承認申請をする所有者等が当該承認申請をする場合において、当該同乗者による運転の旨を私有車両の公務使用承認申請書に併せて記載して所属長に提出することをもってこれに代えるものとする。

(3) 同乗者が運転する場合の任意保険

同乗者が運転する場合の当該私有車両に係る任意保険の契約は、当該同乗者が当該私有車両を運転し、対人損害又は対物損害が生じた場合において、当該損害の賠償の責任を負うべきときに、当該損害を填補することを約するものでなければならない。

(4) 準用

(1) から (3) までに定めるもののほか、同乗者が当該同乗に係る私有車両を運転する場合については、所有者等が私有車両を公務に使用する場合に係るこの内訓の規定の例による。

(令 3 本部内訓 2 1 ・本項一部改正)

1 0 交通事故の場合の報告等

職員は、私有車両を公務に使用した場合において、自己又は他人の生命、身体又は財産を害したときは、速やかに所属長に報告するとともに、法令その他の規程の定めるところにより所要の措置を講じなければならない。

(令 3 本部内訓 2 1 ・本項全部改正)

1 1 損害賠償等

(1) 損害賠償の範囲

ア 職員は、私有車両を公務に使用した場合において、交通事故を起こし他人の生命、身体又は財産を害したときは、その損害額について当該私有車両の所有者等が契約する強制保険及び任意保険により填補するものとする。この場合において、その損害額が強制保険及び任意保険により填補されないときは、福岡県がその差額に相当する額を負担するものとする。

イ アの前段の規定により、任意保険を使用したことにより生ずる保険料、共済掛金等の増額分については、福岡県は負担しないものとする。

(2) 損害賠償の求償

損害賠償の求償については、福岡県警察訟務事案等取扱規程（令和元年福岡県警察本部訓令第 1 5 号）の定めるところによる。

(令 3 本部内訓 2 1 ・ 本項追加)

1 2 私有車両に対する補償

(1) 職員は、私有車両を公務に使用した場合において、重要事件の犯人の逮捕又は他人の生命若しくは身体の安全の確保のための措置により当該私有車両に損害を生じたときは、当該私有車両の修理に要する額（職務執行の相手方その他の者から賠償又は補償を受けた場合は、その額を控除した額）については、当該職員が契約する任意保険により填補するものとする。

(2) (1) の場合において、当該私有車両の修理に要する額が当該任意保険により填補されない場合は、福岡県警察訟務事案等取扱規程の定めるところにより審査を行い、補償の適否等を判断するものとする。

(3) (1) 及び (2) の規定については、私有車両を公務に使用した場合において、風水害等に際して人命の救助に当たったことにより当該私有車両に損害を生じたとき（被災証明、防犯カメラ、ドライブレコーダーその他疎明資料のあるものに限る。）について準用する。

(令 3 本部内訓 2 1 ・ 本項追加)

1 3 関係書類の保存

所属に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
私有車両の公務使用登録（変更）申請簿	私有車両の公務使用登録（変更）申請書	継（1 年）
私有車両の公務使用承認簿	私有車両の公務使用承認申請書	1 年
私有車両公務使用登録（変更）簿	私有車両公務使用登録（変更）簿	継（1 年）

(令 3 本部内訓 2 1 ・ 旧 1 1 項を繰下)